



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当人が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○県議会定例会の招集（財政課）	1
○指定管理者の指定（科学技術振興課）	1
○県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課）	1
○民有保安林の指定の予定・2件（森林管理課）	2
○民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）	2
○森林病害虫等防除法に基づく命令の内容の公表（森林管理課）	3
○監督処分に係る措置を命ずべき者を確知できない工作物等に対する措置命令（漁港漁場課）	3
○公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	4
○建築基準法に基づく道路の位置の指定（南部土木事務所）	4

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）	4
○建設業者に対する営業停止命令（技術・建設業課）	5
○開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	5

告 示

沖縄県告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和8年第1回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 招集の期日 令和8年2月10日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第34号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）第6条第1項の規定により、沖縄ライフサイエンス研究センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 指定管理者となる団体 ライフサイエンス研究センター運営共同体
代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市字州崎7番地7
公益財団法人沖縄科学技術振興センター うるま市字州崎12番地2
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

沖縄県告示第35号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、下南地区県営土地改良事業（区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和8年2月4日から同年3月5日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字古我知古我知原295番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字古我知古我知原295番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 風害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 中頭郡中城村字奥間宇津原439番
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第39号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域 今帰仁村、名護市及び恩納村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）
 - (2) 期間 令和8年4月1日から同年6月30日まで
- 2 森林病害虫等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けけるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤による防除を実施すること。
- 4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため
- 5 その他必要な事項
 - (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
 - (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとすること。
 - (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
 - (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けこととなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第40号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第39条の2第1項の規定による工作物等の改築、移転又は除却を命ずべき者を確知することができないため、同条第4項後段に規定する当該措置を講ずること等について告示する。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 講ずべき措置の内容 2の工作物等を令和8年3月3日までに除却すること。
- 2 工作物等の表示

船舶の所在	船舶番号	船舶名	長さ	幅	色	素材
第2種石垣漁港区域内	296-11340	不詳	11m	4 m	白	F R P

3 措置を講すべき者 法第39条の2第1項第1号に掲げる者

4 漁港管理者等による措置 措置を講すべき者が1の措置を講じないときは、法第39条の2第4項の規定に基づき、漁港管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、除却を行う。

沖縄県告示第41号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉城康裕

1 公共測量を実施した地域 名護市、今帰仁村及び本部町

2 公共測量を実施した期間 令和7年6月9日から同年12月26日まで

3 作業種類 公共測量（UAV写真測量、UAVレーザー測量及び数値地形図データ作成）

沖縄県告示第42号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和8年2月3日

沖縄県南部土木事務所長 仲本隆

1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路

2 指定の年月日 令和7年12月24日

3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字志堅原地井気原579番4、579番7及び579番8並びに字志堅原村原21番4及び22番5

4 指定に係る道路の延長及び幅員

(1) 延長 72.23メートル

(2) 幅員 4.00メートル

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉城康裕

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 沖縄県うるま市複合店舗開発 うるま市字前原前原172番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社大石企画 福岡県福岡市博多区博多駅南五丁目25番7号 代表取締役 大石堅治

3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし

4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし

5 縦覧期間 令和8年2月3日から同年3月3日まで

6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、建設業者の営業の停止を次のとおり命じた。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉城康裕

1 処分をした年月日 令和8年1月19日

2 商号名 株式会社浦和工業

3 代表者名 浦崎哲平

4 所在地 八重瀬町字東風平1411番地2

5 許可番号 沖縄県知事 許可（般-4）第9553号

6 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲 とび・土工・コンクリート工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(2) 営業停止の期間 令和8年2月3日から同月5日まで

7 処分の原因となった事実 株式会社浦和工業は、令和6年7月4日、沖縄県沖縄市の民間改修工事現場において、高さ5メートル以上の構造の足場組立て作業を行うにあたり、労働者の作業の進行状況を監視せず、もって足場の組立等作業主任者の職務を行わせなかつた。

また、高圧線に防護管を設置するなど感電による死傷事故の発生を防止すべき注意義務を怠り、必要な措置を講じず、同作業の進行状況を監視しなかつた過失により、令和7年3月7日沖縄簡易裁判所から労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により、同社及び同社役員は罰金の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉城康裕

1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年9月24日 沖縄県指令土第702号

2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又屋宜後原76番4

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市宜野湾二丁目8番24-202号コーポ仲村 島袋賢、宜野湾市宜野湾二丁目8番24-202号コーポ仲村 島袋佐恵美

5 検査済証番号 令和8年1月19日 第5036号

6 工事完了年月日 令和7年12月22日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---